

# **(仮称) 板橋区環境基本計画 2035**

## **骨子**

令和6年12月

板 橋 区

資源環境部環境政策課

## 目 次

---

|   |                                        |    |
|---|----------------------------------------|----|
| 1 | 計画の基本的事項.....                          | 1  |
|   | (1) 計画策定の背景と基本的な考え方.....               | 1  |
|   | (2) 計画の位置づけ.....                       | 3  |
|   | (3) 計画の期間.....                         | 3  |
| 2 | 区的环境を取り巻く現状.....                       | 4  |
|   | (1) 国内外の動向.....                        | 4  |
|   | (2) 区の現状と特性.....                       | 8  |
|   | (3) 課題.....                            | 15 |
| 3 | 将来像と6つの基本目標.....                       | 18 |
|   | (1) 将来像.....                           | 18 |
|   | (2) 基本目標.....                          | 19 |
| 4 | 施策の方向性.....                            | 20 |
|   | (1) 環境まちづくり ～環境（ゼロカーボン）でつながるまち～ .....  | 20 |
|   | (2) 地球との共生 ～気候変動に備えるまち～ .....          | 21 |
|   | (3) 循環まちづくり ～資源を大切に作るまち～ .....         | 21 |
|   | (4) 安心健康まちづくり～きれいな空気、水、クリーンな住環境～ ..... | 22 |
|   | (5) ネイチャーポジティブ ～自然の恵みと共生するまち～ .....    | 22 |
|   | (6) 環境人づくり ～主体的に行動できる人～ .....          | 23 |
| 5 | 推進体制・進捗管理の考え方.....                     | 24 |
|   | 【参考資料】用語解説.....                        | 25 |

○文中で使われている専門用語などは「参考資料 用語解説」に解説を記載しています。該当する言葉については、初出の際に\*を表示しています。

# 1 計画の基本的事項

## (1) 計画策定の背景と基本的な考え方

様々な公害問題が社会問題化していた昭和 40（1965）年に、23 区にさきがけ公害問題を端とする係を設置することでスタートした板橋区の環境行政は、その後 60 年にわたり、時代の変化に合わせて発展してきました。

1980～90 年代にかけて、オゾン層破壊や地球温暖化問題、資源の大量消費と廃棄物の増加など、公害にとどまらない様々な環境問題が顕在化し、「持続可能な開発」という新しい概念が提唱され始めた中で、板橋区は平成 5（1993）年 4 月に「エコポリス板橋」環境都市宣言を行いました。これを受け、平成 7（1995）年にエコポリスセンターを開設、平成 11（1999）年に「板橋区環境基本計画」を策定し、広く環境行政を進める体制を整え、区民・事業者と区が協働して環境保全の取組を進めてきました。

その後、板橋区環境基本計画の改定を重ねるとともに、地球温暖化対策、ごみの発生抑制と資源循環、環境教育など個別の課題に対する取組を充実させてきました。

平成 28（2016）年には、「板橋区環境基本計画 2025」を策定し、東日本大震災後の省エネルギーへの取組や再生可能エネルギー導入加速化、人口減少社会への移行などの変化を受け、ICT\*などの先端技術を活用して、安全、便利な暮らしや経済活動の実現をめざす“スマートシティ\*”の視点を取り入れ、取組をさらに発展させてきました。

この間、国内外における環境を取り巻く状況は大きく変化しており、持続可能な開発目標(SDGs)\*をはじめ、気候変動や海洋プラスチックごみ問題等、地球規模での環境問題に対する取組が活発化しています。

板橋区は、令和 4（2022）年に、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし 2050」を宣言するとともに、内閣府による「SDGs 未来都市」の選定を受けた未来志向の持続可能なまちづくりを進めています。また、令和 6（2024）年 4 月には、プラスチックの資源回収を開始しました。

世界は今、気候変動、生物多様性\*の損失、汚染の「3つの危機」に直面しているとされます。区民の生活や事業者の活動における多様な課題に対し、区民・事業者・区等の多様な主体が連携・協力して、環境にやさしいライフスタイルの実践、温室効果ガスの削減や資源の有効活用による環境負荷の低減等、さらなる取組を進め、持続可能な社会を築くことが求められています。

今般、自然と人が共生する板橋区を未来の次世代に引き継いでいくため、次の考え方に基づき「(仮称)板橋区環境基本計画 2035」を策定するものです。

### <策定の基本的な考え方>

- (1) 同時に策定を進める次期基本計画と整合を図ります。
- (2) SDGs 未来都市として SDGs の目標年次である 2030 年を見据えつつ、ゼロカーボンシティいたばし 2050 及びスマートシティの実現をめざします。
- (3) 地球温暖化対策、気候変動適応、生物多様性、環境教育をはじめとする環境・ゼロカーボン・スマートシティ政策に係る中長期的な施策を示す総合的な基本計画とします。併せて短期的なアクションプランを盛り込み、これを適宜改訂していきます。

## 板橋区における環境への取組の主な経緯

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>昭和40年代</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> | <p><b>○公害行政の展開</b></p> <p>昭和40（1965） 23区にさきがけ、建築課の中に公害係設置</p> <p>昭和44（1969） 公害事務の委任を受け公害課 設置</p> <p>昭和50（1975） 板橋区検査センター完成、環境監視システム、公害分析室を設置</p> <p>昭和60（1985） 建設環境部公害対策課 発足</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>平成初期</p>                              | <p><b>○昭和時代の公害行政から「環境行政」への転換</b></p> <p>平成4（1992） 「板橋区リサイクル条例」 制定</p> <p>平成5（1993） <a href="#">エコポリス板橋環境都市宣言</a></p> <p>平成6（1994） 「アジェンダ21いたばし」 策定</p> <p>平成7（1995） <a href="#">エコポリスセンター開設</a></p> <p>平成9（1997） 板橋区資源環境審議会 設置</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>平成10年代</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> | <p><b>○区民・事業者・区の協働による幅広い取組の展開</b></p> <p>平成11（1999） <a href="#">「板橋区環境基本計画」 策定</a></p> <p>〃 「エコポリス板橋クリーン条例」 制定</p> <p>平成12（2000） 板橋区環境白書の発行（第1回）</p> <p>〃 「板橋区一般廃棄物処理基本計画」「板橋区地球温暖化対策推進実行計画」 策定</p> <p>平成13（2001） 「エコポリス板橋環境行動会議」 設立</p> <p>平成17（2005） 板橋エコアクション（IEA）創設</p> <p>平成19（2007） 「板橋区環境教育推進プラン」 策定</p> <p>平成20（2008） 「板橋区環境教育ハンドブック」 作成</p> <p>平成21（2009） <a href="#">「板橋区環境基本計画（第二次）」 策定</a></p> <p>〃 I C L E I 世界大会に参加</p> <p>平成23（2011） 「板橋かたつむり運動」 の開始</p> <p>平成28（2016） <a href="#">「板橋区環境基本計画2025」 策定</a></p> <p>〃 「板橋区環境教育推進プラン2025」 策定</p> <p>平成29（2017） 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」 策定</p> |
| <p>令和</p> <p>・</p> <p>・</p>              | <p><b>○未来志向の持続可能なまちづくりへ</b></p> <p>令和3（2021） 「板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」 策定</p> <p>令和4（2022） <a href="#">「ゼロカーボンいたばし2050」 表明</a></p> <p>〃 「板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」 策定</p> <p><a href="#">SDGs 未来都市に選定</a></p> <p>令和5（2023） （仮称）板橋区環境基本計画2035 検討開始</p> <p>令和6（2024） プラスチック資源回収開始</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

※本計画の対象とする「みどり」について

本計画の対象とする「みどり」は、いたばしグリーンプランとの整合性を図り、樹林や樹木など植物としての緑、公園や緑地などのオープンスペースや農のみどり、河川の水辺や湧水、鳥や昆虫などの自然要素も含んだ、広い範囲のみどりです。

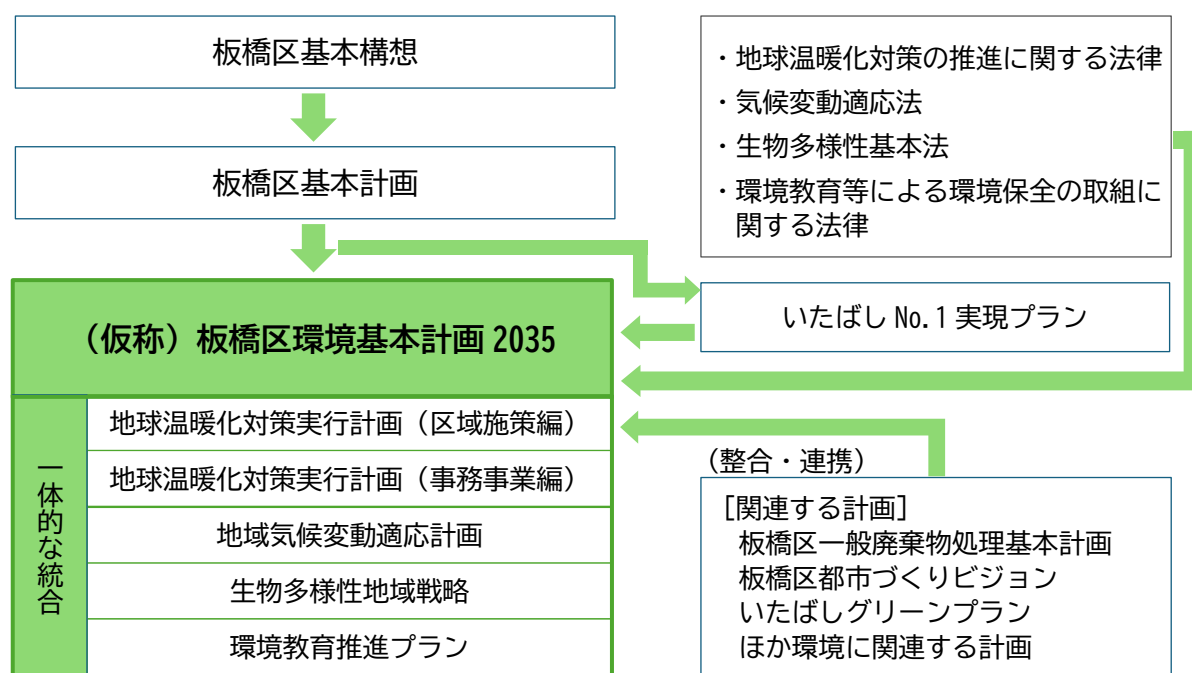
## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「板橋区基本構想」、「板橋区基本計画」で示された施策を環境面から具体化するとともに、国や都の計画及び「いたばし No.1 実現プラン」や区の関連個別計画と総合的に連携を図っていくものです。

また、本計画で描く環境の将来像の実現にあたっては、区民・事業者・区のすべての主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境に配慮した取組を進める必要があることから、本計画は、板橋区の環境の保全に関する総合的かつ長期的な方針を示す計画となります。

さらに、本計画には、環境分野の個別計画のうち、地球温暖化対策に関わる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性地域戦略」、「環境教育推進プラン」を含みます。

なお、これまで、板橋区では、「板橋区環境基本計画 2025」と、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「地域気候変動適応計画」、「環境教育推進プラン」は、別個に策定していましたが、本計画では、新たに策定する「生物多様性地域戦略」を含め、一体的に策定します。



計画の位置づけ

## (3) 計画の期間

区の総合計画である次期板橋区基本計画の計画期間と整合を図り、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの概ね 10 年間とします。

## 2 区の環境を取り巻く現状

### (1) 国内外の動向

#### ①持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）は、その中に示された 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会をめざし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

地方自治体の環境政策においても、気候変動、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）、陸域の生態系等、環境に関わりの深い分野を核としながら、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められます。



持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

#### ②「第六次環境基本計画」（令和 6（2024）年 5 月閣議決定）

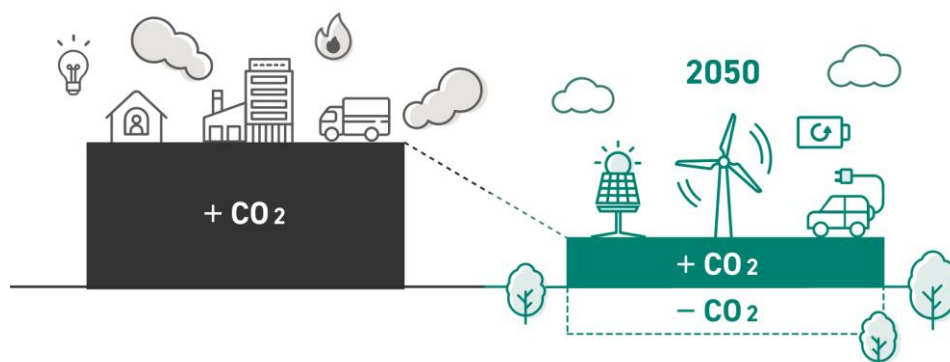
国は、第一次環境基本計画策定から 30 年という節目に第六次環境基本計画を閣議決定しました。「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング\*／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、現在、直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

### ③脱炭素・気候変動対策 ～2050 年までのカーボンニュートラル\*の実現～

国は、令和2（2020）年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、地球温暖化対策計画において「2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを掲げました。さらに、これを実現していくために、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」や、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するための「GX\*（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」などを定め、産業構造や社会経済の変革を促し、大きな成長へとつなげていく動きを加速させています。

東京都は、2050 年ゼロエミッション\*の実現に向け、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）する「カーボンハーフ」を表明し、省エネ、再エネ等の拡大、天然資源消費量削減、再生可能資源の利用を、時間軸も踏まえながら強力に展開しています。

板橋区においては、令和4（2022）年1月に、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし 2050」を表明し、取組を進めています。



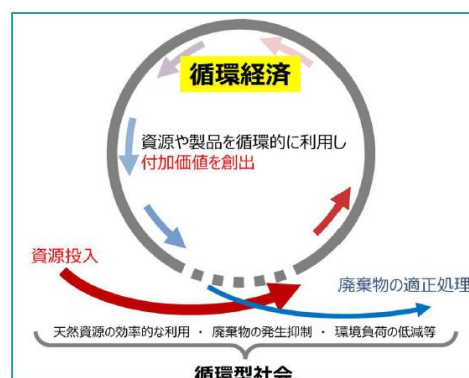
カーボンニュートラルの概念

（環境省「脱炭素ポータル」より）

### ④循環型社会

令和6（2024）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）\*への移行が大きく打ち出されました。

「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するとされています。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



（「第五次循環型社会形成推進基本計画 概要」より）

## ⑤生物多様性

愛知目標\*の後継となる、生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」\*が令和4（2022）年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において採択されました。これに対応し、国は令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」、東京都は令和5（2023）年4月に「生物多様性地域戦略」をそれぞれ策定し、2030年に向けた目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を掲げています。

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味しており、これを実現していくために、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことが求められています。

| 生物多様性国家戦略2023-2030                                                                                                                                                                                                   | 東京都生物多様性地域戦略                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>◆長期目標としての2050年ビジョン</p> <p>『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会</p> <p>◆ 2030年に向けた目標</p> <p>ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現<br/>自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる</p> | <p>◆基本理念</p> <p>自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す</p> <p>◆ 2030年目標</p> <p>自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現</p> |

国及び東京都の生物多様性に関する目標

## ⑥板橋区における近年の動き ～未来志向の持続可能なまちづくりへ～

板橋区は、板橋区環境基本計画 2025 及び関連する計画に沿って様々な取組を進めつつ、国内外の動向を捉え、新たな動きとして「ゼロカーボンいたばし 2050」の表明、SDGs 未来都市への選定などを通じて、未来志向の持続可能なまちづくりに向け更なる取組を進めています。

### ア 「ゼロカーボンいたばし 2050」表明

「ゼロカーボンシティ」は、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることをめざす旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のことで、令和6（2024）年9月現在、全国1,122の自治体が表明しています。

板橋区では、令和4（2022）年1月に、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことを表明しました。



## ゼロカーボンいたばし 2050

近年、世界中で地球温暖化による異常気象が発生し、日本においても、これまで経験したことのない集中豪雨や強大化した台風などにより、甚大な被害が発生しています。このまま地球温暖化が進むと、その影響は様々な場面で顕在化し、ますます深刻化していくことが科学的に示されており、世界は今、気候非常事態に直面しています。

板橋区は、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、気候非常事態を宣言し、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことをここに表明します。

- 1 エネルギーの効率的な利用をすすめ、再生可能エネルギーを最大限活用するまちづくりに貢献します。
- 2 環境配慮型製品やサービスの普及に努め、限りある資源の循環的な利用をすすめます。
- 3 持続可能な森林の整備と適正に管理された森林資源の活用を推進するとともに、緑と調和したまちづくりに取り組みます。
- 4 スマートインフラやデジタルトランスフォーメーションを積極的に活用し、地球環境を考えた持続可能な活動を実践します。
- 5 区民・事業者をはじめとしたオール板橋の協働により、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、安心・安全な社会の構築に貢献します。

令和4年1月26日 板橋区長 坂本 健

## イ SDGs 未来都市

SDGsの達成に向けた取組を積極的に進める自治体を内閣府が認定する制度により、板橋区は令和4（2022）年に「SDGs 未来都市」に選定されました。

「絵本のまち」を軸に、交流とにぎわい・子育てしやすい環境を創出することによって、若い世代の定住化促進と、いつまでも元気に活躍し、学びと緑豊かな環境を創造しながら未来へ継承し続けるまちの実現に向けた取組を展開するとともに、新しい技術や価値を取り入れながら、SDGsのめざす未来志向の持続可能なまちづくりを推進しています。

環境面については、「自然と文化にあふれる公園・学校を軸としたまちづくり」を取組の方向性に掲げ、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の加速、緑豊かで子育てしやすい環境整備、公園や学校を中心としたまちづくりを推進しています。

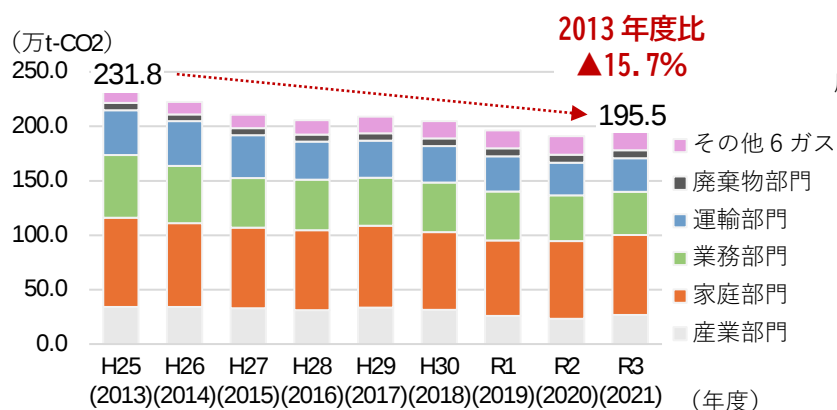
## (2) 区の現状と特性

### ①脱炭素

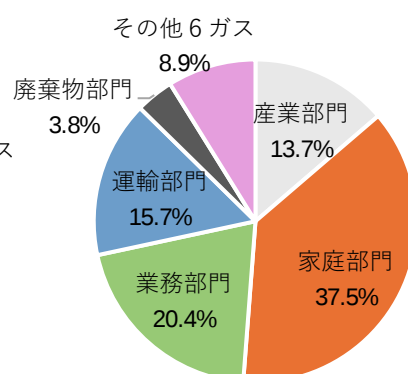
温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は平成 25 (2013) 年度比で削減が進んでいるものの、全体の約 4 割を占める家庭部門の削減は他部門と比較して停滞

区内の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は、ともに平成 25 (2013) 年度より減少しています。令和 3 (2021) 年度の温室効果ガス排出量は、平成 25 (2013) 年度比で 15.7% 減少、エネルギー消費量は同 13.3% 減少しています。しかし、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の約 4 割を家庭部門が占めている板橋区では、コロナ禍における在宅時間の増加を背景に、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量とも令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度にかけ増加しています。

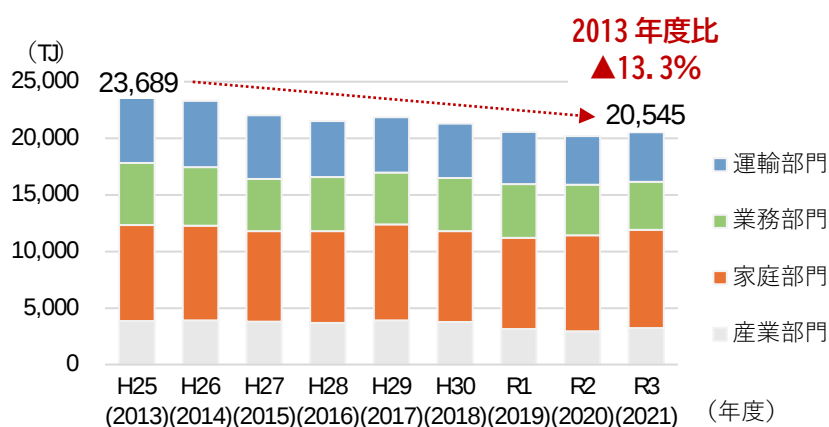
また、家庭部門については、温室効果ガス排出量が平成 25 (2013) 年度比で 10.6% 減にとどまっています。世帯当たりエネルギー消費量が同 6.5% 減にとどまっていることに加え、世帯数が増加していることも影響し、他部門と比較してエネルギー消費量、温室効果ガス排出量は十分に削減が進んでいない状況にあります。



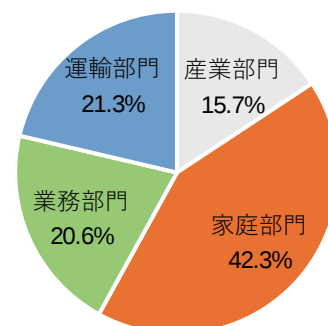
区内温室効果ガス排出量



令和 3 (2021) 年度構成比



区内エネルギー消費量排出量



令和 3 (2021) 年度構成比

(「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より)

## ②気候変動適応

【これまでの変化】年平均気温が上昇傾向

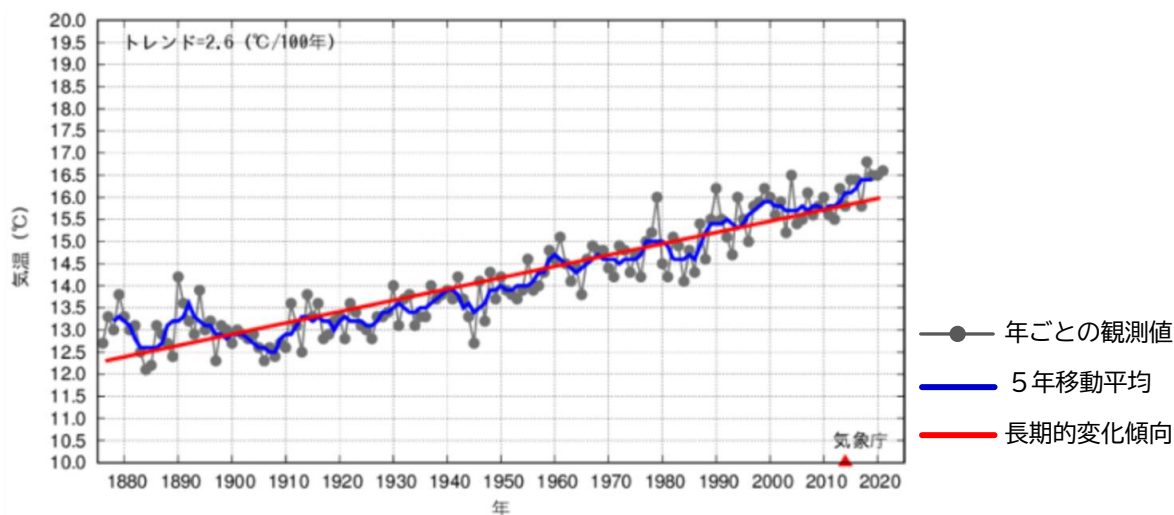
【将来の変化予測】気温は現在よりも上昇、真夏日・猛暑日・熱帯夜、短時間強雨が増加する予測

### ア これまでの変化

板橋区を含む東京都の年平均気温は上昇傾向にあり、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加傾向にあります

降水量は、年による増減が大きく、明確な変化傾向は見られません。

また、昭和 55（1980）年から令和元（2019）年までの 40 年間の観測データによると、台風の接近数が増加傾向にあります。加えて、強い強度の台風の接近頻度が増えているとともに、移動速度が遅くなっており、台風による影響時間が長くなっています。



東京の年平均気温

（東京都気候変動適応センターホームページより）

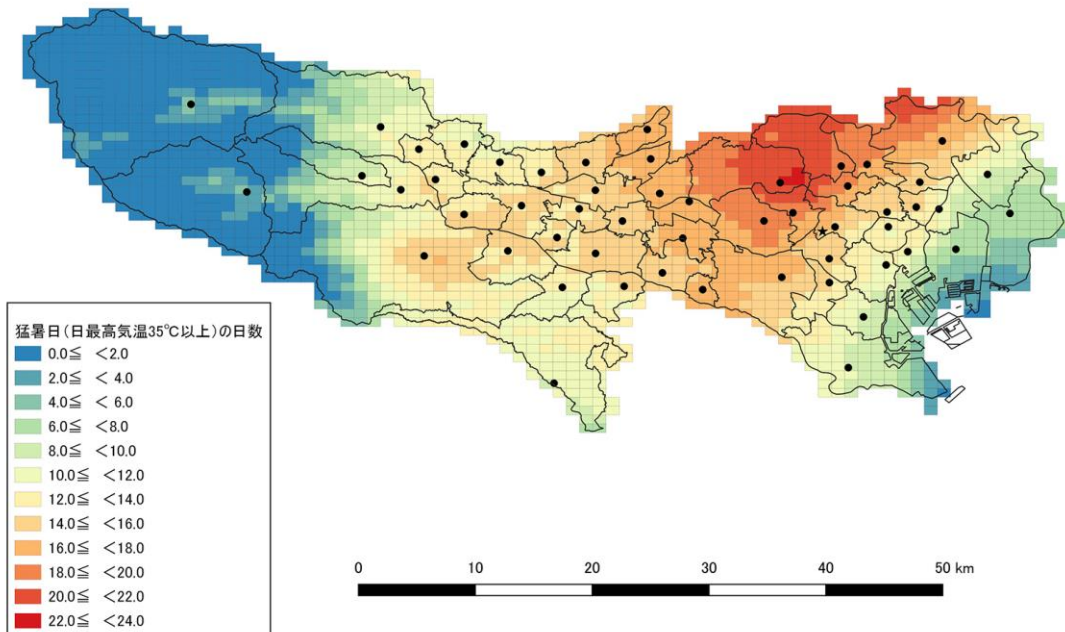
### イ 将来の変化予測

現在よりも気温が上昇すると予測されており、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加すると予測されています。気象庁等が行ったシミュレーションでは、現時点を超える地球温暖化対策が行われなかったケースでは猛暑日が 31 日程度増加するという結果が示されています。これらの変化は、熱中症発症リスクの増加をはじめ、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの身体機能の低下や心身ストレスなど、健康に広く影響することが懸念されています。

また、短時間強雨の増加、個々の短時間強雨の深刻化や、台風に伴う非常に激しい降水の頻度の増加も予測されています。その影響として、浸水被害の甚大化や頻発化が想定されます。



猛暑日日数の分布図 2040-2060年の年間平均 MIROC6 SSP1-2.6



猛暑日日数の分布図(2040-2060年の年間平均)

(東京都気候変動適応センターホームページより)

### 21世紀末の猛暑日や熱帯夜などの変化

|     | 2℃上昇シナリオ  | 4℃上昇シナリオ  |
|-----|-----------|-----------|
| 猛暑日 | 6日程度増加 ↑  | 31日程度増加 ↑ |
| 真夏日 | 18日程度増加 ↑ | 60日程度増加 ↑ |
| 熱帯夜 | 14日程度増加 ↑ | 58日程度増加 ↑ |
| 冬日  | 16日程度減少 ↓ | 37日程度減少 ↓ |

(東京管区気象台「東京都の気候変化」より)

### ③資源循環

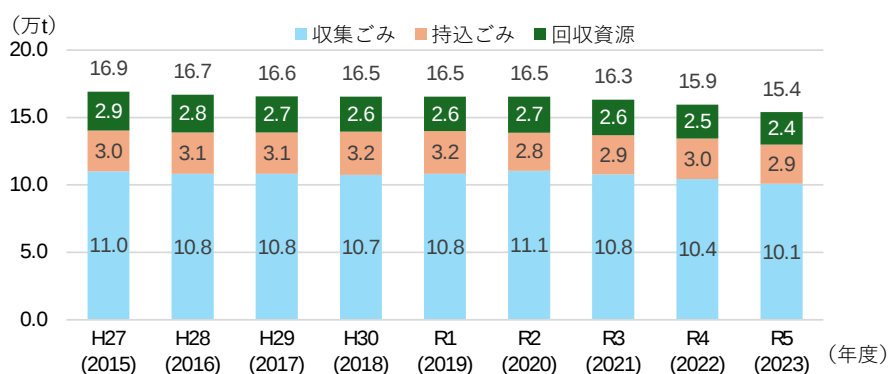
ごみの総排出量、区民一人当たりの一日のごみ排出量は減少傾向

区内のごみの総排出量は、減少の状況にあります。

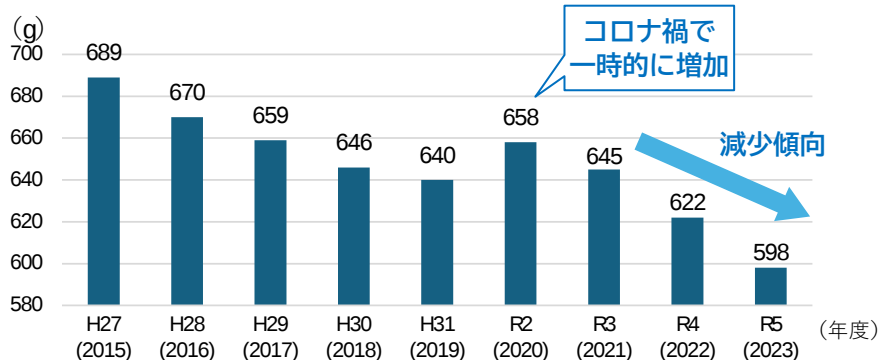
区民一人当たりの一日のごみ排出量を見ると、コロナ禍による生活様式の変化で令和2（2020）年度に一時的な増加がみられたものの、その後再び減少に転じ、着実に減少しています。

「板橋かたつむり運動」の推進をはじめ、資源回収の取組も活発に行われている中で、デジタル化の進展による新聞・雑誌類の減少など、ごみの排出状況が変化していることなどを背景に、リサイクル率はおおむね横ばいで推移しています。

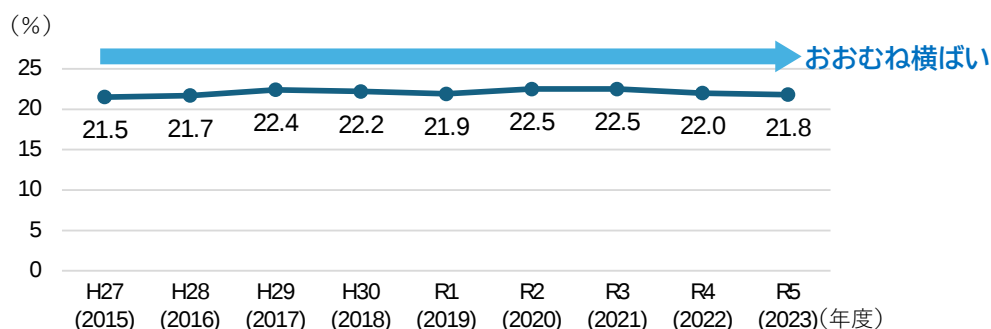
資源循環を推し進めていくため、板橋区は新たに令和6（2024）年4月から「可燃ごみ」として収集していたプラスチックを「資源」として回収する取組を始め、今後回収量の増加を図るよう進めていきます。



ごみの総排出量



区民一人当たりの一日のごみ排出量



リサイクル率※

※ 資源化量（中間処理後の資源化量を含む）  
÷ ごみ総排出量（回収資源を含む）

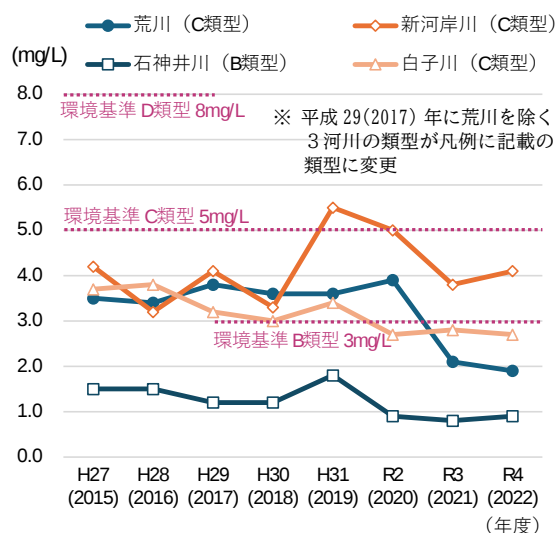
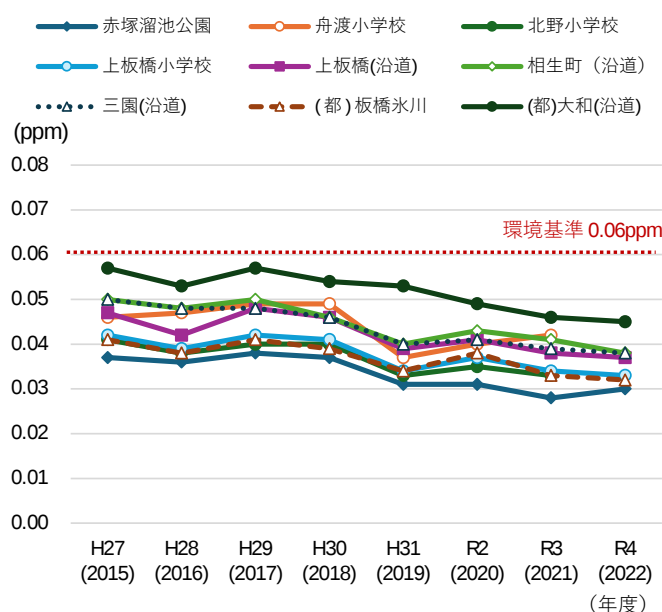
#### ④生活環境

大気環境、河川の水質とも概ね良好な状態を維持  
 道路交通、建設作業等からの騒音が課題

区内の大気環境は、光化学スモッグの要因となるオキシダントを除き、全ての項目で環境基準を達成しており、二酸化窒素などの汚染物質の濃度も低下傾向にあります。区内4河川の水質についても、生活環境項目のうち一部を除き環境基準を達成しています。

一方、道路交通による騒音の環境基準達成率は8割前後で推移しており、未達成の地点がある状況にあります。

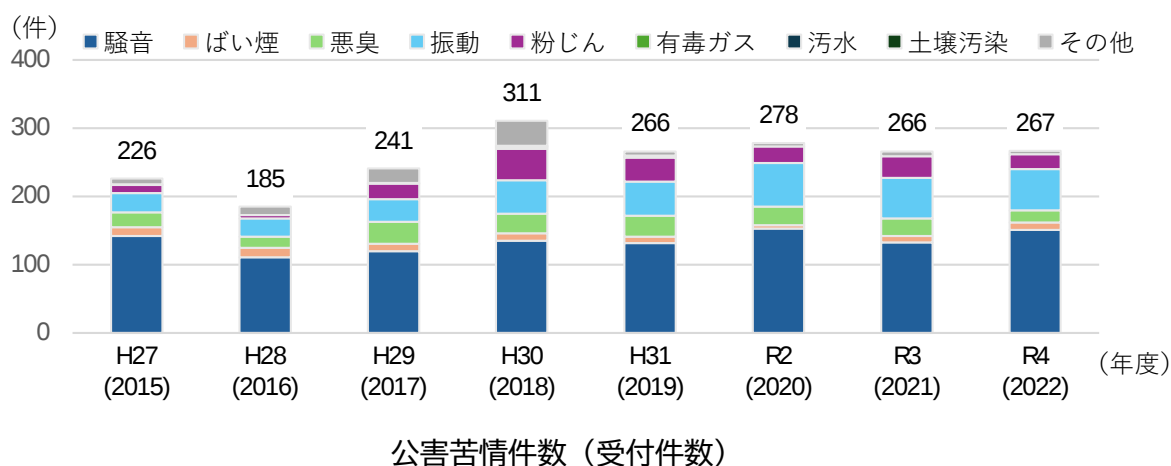
また、公害苦情の受付件数をみると、建設作業から発生する騒音に関するものが多く、年間100件以上で推移しています。



【大気】二酸化窒素濃度（98%値）

【水質】河川のBOD※ 75%値

※ 生物化学的酸素要求量（水中の有機物の代表的な汚染指標）



## ⑤自然環境

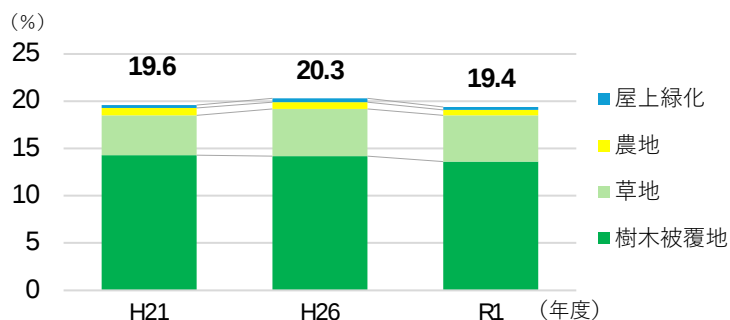
緑被率※は、平成 21（2009）年度以降、徐々に減少しているものの、湧水も多く残されているなど、多様なみどりの環境が存在

※緑被率：緑被地面積（樹木被覆地、草地、農地、屋上緑化）の区面積に占める割合

区内には、崖線上の樹林地と湧水、約 400 か所もの公園、台地上に残る農地、荒川・新河岸川・石神井川・白子川とその水辺など、多様なみどりの環境が存在しており、道路、斜面地に沿って帯状にみどりが連なっていることが特徴の一つとなっています。

区内の緑被率（令和元（2019）年度）は 19.4%と、平成 21（2009）年度からの 10 年間で 0.2 ポイント・約 7ha 減少しています。この減少は、建築に伴う緑被地面積の減少が主な要因となっています。

また、台地と低地の境に 30 か所もの湧水が現存していることも、板橋区の特徴の一つとなっています。



緑被率の推移

（「板橋区緑地・樹木の実態調査（X）報告書」より）

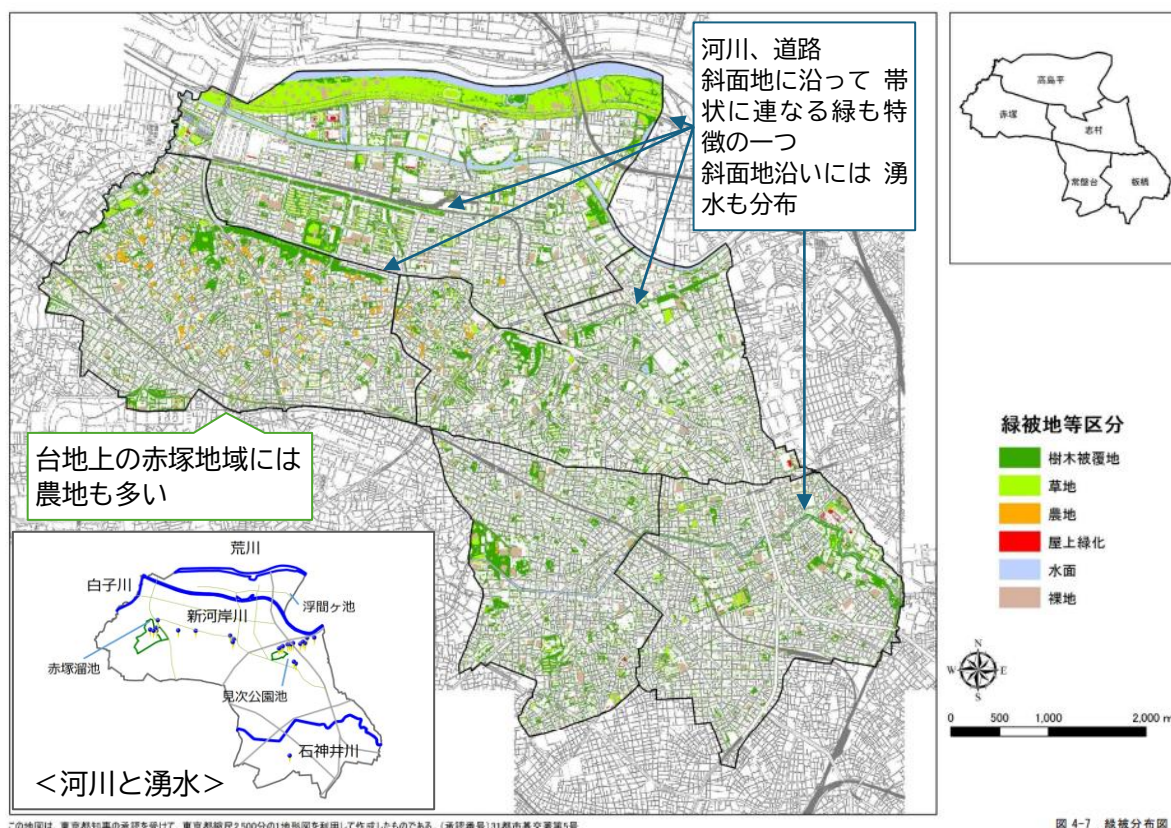


図 4-7 緑被分布図

## 緑被地の分布

（「板橋区緑地・樹木の実態調査（X）報告書」より）

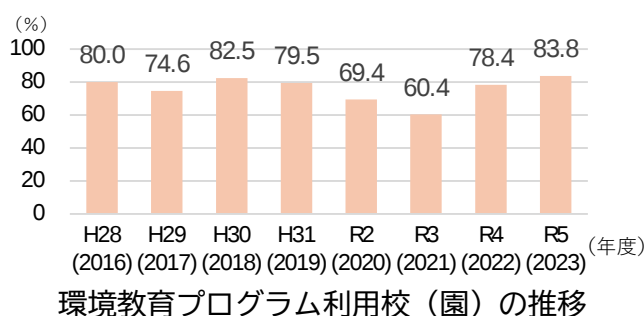
## ⑥学びと協創

エコポリスセンター事業、教育現場における環境学習を中心に、多層的に環境教育、人材育成、連携・協働を展開

### ア 学び

板橋区は、環境教育・環境学習等の拠点施設であるエコポリスセンターを中心に、環境関連の講座やイベント、学校や地域を訪問し実施する出前講座などを展開してきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従前のような形で環境講座、イベントを開催できなかった令和2～3（2020～2021）年度に、環境講座参加者数等が大きく減少したものの、徐々に以前の水準に戻りつつあります。

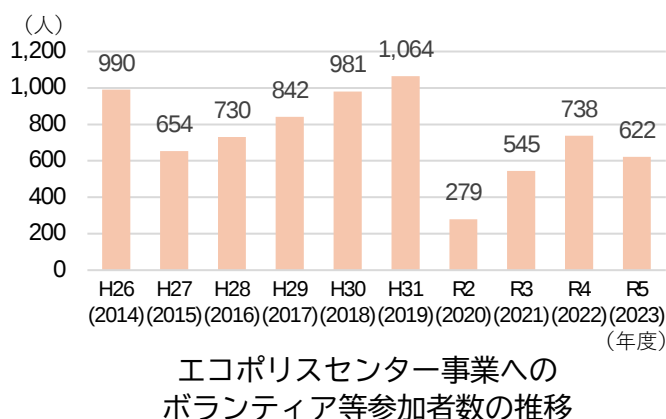
学校などの教育現場では、E S D\*（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）の考え方を重視し、板橋区が独自に開発した保幼小中一貫環境教育カリキュラムに基づいて、保幼小中一貫型の環境学習を推進しています。



### イ 協創（パートナーシップ）

区民団体（エコポリス板橋環境行動会議、環境活動団体）と区の協働をはじめ、町会・自治会、商店街、企業、NPO・ボランティア、大学など、様々な主体との連携・協働により、様々な普及啓発活動、環境保全活動を推進しています。

これらの活動も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種キャンペーンへの参加者数やエコポリスセンターの事業に協力するボランティア参加者数、環境学習講師派遣人数は一時落ち込んだものの、徐々に復調傾向にあります。一方で、環境登録団体は、構成員の高齢化などを背景に減少が続いています。



### (3) 課題

#### ①計画全体に関わる課題

##### ア ビジョンの明確化～国の第六次環境基本計画（ウェルビーイング）との整合性～

令和6（2024）年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げました。

これまで、板橋区では、ゼロカーボンシティの実現に向けて取組みを進めていますが、区民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」という観点も含め、めざすべき姿を取りまとめる必要があります。

##### イ 分野の連携～円滑な分野相互連携～

脱炭素（ゼロカーボン）、気候変動、資源循環、生活環境、自然環境、環境教育は、相互に関連する場面が多くなっています。現在のそれぞれの分野の取組みにおいては、分野相互間の連携を高めることが求められており（例：地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と（区内部）環境マネジメントシステム、自然環境と環境教育）、分野相互間の連携の円滑化をより高める必要があります。

また、区内部の関係部署間の連携を深めて、推進体制を強化していく必要があります。

##### ウ KGI（重要目標達成指標）とKPI（重要業績評価指標）

現在の関係計画で設定されている指標については、これまでの進捗管理においても、設定されている目標と指標の妥当性につき、見直しの意見が呈されてきたところです。

環境基本計画をより効果的に推進していくためには、適正な目標と指標の設定が重要です。次期環境基本計画の策定にあたっては、目標の妥当性及び目標に照らした指標の妥当性について十分な検討が必要です。

#### ②分野ごとの課題

##### ア 脱炭素

脱炭素については、ゼロカーボンの実現に向けて、区民や事業者の省エネルギー活動をはじめとした温室効果ガスの排出量抑制の取組みを一層推進していく必要があります。さらに、その推進にあたっては、幅広い視点をもって進める必要があります。

現在の対策の多くは、家庭や事業所を対象としたものですが、まちづくりなどより広いフィールドでの取組みに広げていくことが重要です。

また、区民の環境活動に対する支援については、より多くの区民に浸透するよう、効果的な手法を検討し、採用していく必要があります。事業者の環境活動に対する支援についても、区民に対する支援に照らし、一層の充実を図る必要があります。

## イ 気候変動適応

気候変動については、緩和策は温室効果ガスの排出量抑制、適応策は熱中症対策と水害対策が主たる取組みに該当するところです。

適応策の熱中症対策と水害対策については、すでに各自治体で取組みが進められているところですが、今後環境政策においても気候変動対策を推進していくにあたっては、熱中症対策については環境部門と健康部門、水害対策については環境部門と防災部門が一層の連携を図って取り組むことが必要です。

また、気候変動の影響への適応は、新しい概念であることから、区民や事業者の理解を深めていくために、気候変動適応に関する情報発信や普及啓発を一層進めていくことが必要です。

## ウ 資源循環

ごみの排出量を減らし、リサイクル率を上げていくためには、区民や事業者に対し、資源とごみの適切な分け方・出し方の周知を継続的に行うとともに、資源循環に関する意識を高め、行動変容に繋げるための啓発が必要です。

また、食品ロスなど、ごみや資源のうち特定の種類に焦点をあて、特に進めていくことで、区民や事業者が取組みやすくする工夫が必要です。

## エ 生活環境

板橋区では、大気環境の保全、水、土壌環境の保全、騒音・振動・悪臭をはじめとした公害の監視・測定、取締り等公害規制に関する対策措置の実施にあたっていますが、事業者による公害関係法令の遵守の徹底を図るため、普及及び啓発（情報提供）を高めることが必要です。

また、区内の大気や水をはじめとした生活環境に関する情報について、区民等にわかりやすい情報提供を行っていく必要があります。

## オ 自然環境

都市部の板橋区にとって、緑や水をはじめとした自然環境は、貴重な資源です。

地域の自然資源の状況を継続的に把握し、維持していくことは、これまでと変わらず必要な取組みですが、加えて地域全体で自然環境を保全していく風土を醸成していくことが重要です。

区民等が、地域の自然環境を知り、体験し、ひいては守るといったステップを踏まえ、環境教育・環境学習と連携して、地域の自然環境（の資源）について「知る（学ぶ）・体験する・活動する」機会を提供していくアプローチを検討していく必要があります。

## カ 学びと協創

区民等が、環境教育・環境学習に触れる機会を広げていく必要があります。

現行計画では、講座の参加者数などを成果指標として、事業に取り組んでいます。進捗状況が目標に達していない指標が多い状況にあります。

環境教育・環境学習に触れる機会を広げていくには、実施する事業の内容（＝コンテンツ）の充実が不可欠です。地域の環境に関する資源を鑑みると、コンテンツには取り上げることができる素材があるものと見込まれます。今般のDX\*（デジタルトランスフォーメーション）の普及を鑑み、DXの活用などコンテンツの提供方法を含め、コンテンツの充実に取り組む必要があります。

また、環境活動に主体的に取り組む人材の育成に取り組んでいるところですが、人材育成を進めるにあたり、関係間のネットワークを広げることが必要です。区内大学や環境活動団体、事業者など、ネットワークを広げていく中で、人材育成に資するコンテンツを提供していくことが重要となっています。

環境教育プログラムは、環境教育の柱として機能しているところですが、学校教育の動向などとキャッチアップを図り、その取組みを工夫を凝らし情報発信していくことが重要です。

### 3 将来像と6つの基本目標

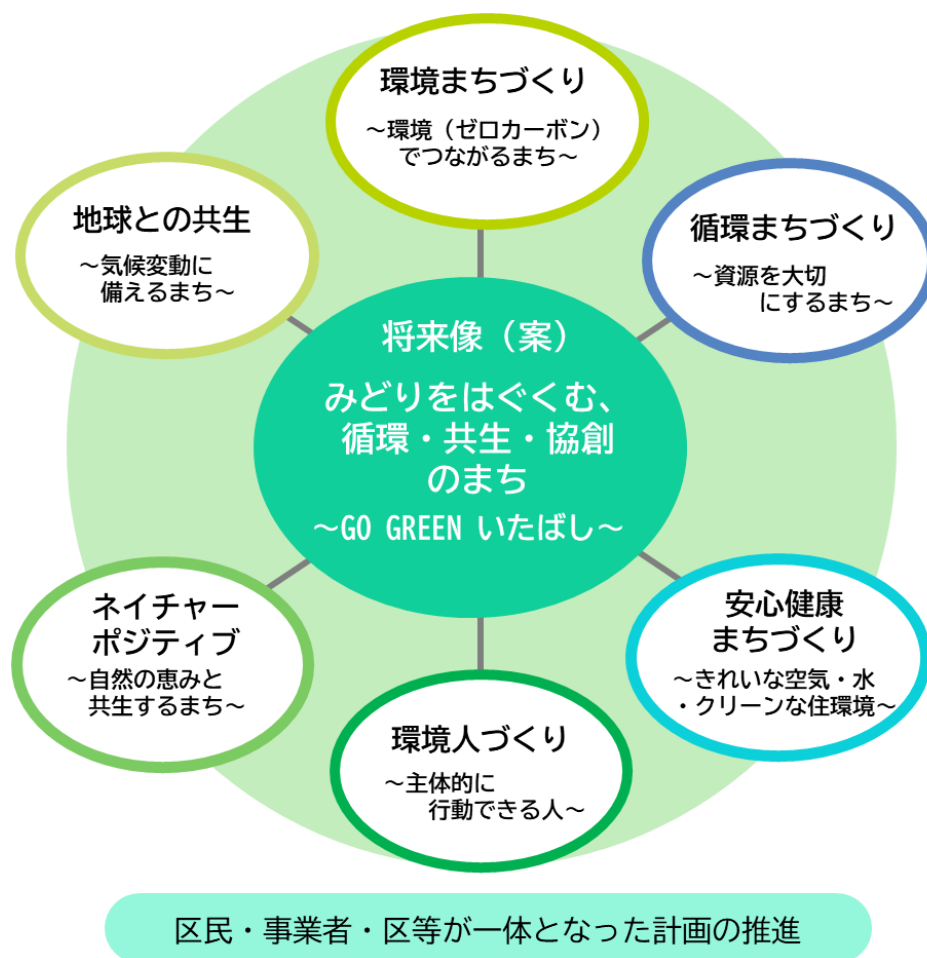
#### (1) 将来像

めざす将来像  
みどりをはぐくむ、循環・共生・協創のまち  
～GO GREEN いたばし～

昭和40年代の公害問題に端を発した板橋区における環境への取組は、区民、事業者、区の協働の下、地球温暖化対策、ごみの発生抑制と資源循環、環境教育など様々な課題の解決に向け、取組の幅を広げ、さらに持続可能な社会の構築をめざし発展を続けてきました。

いま、気候変動、資源循環、生物多様性をはじめ、近年の環境問題は相互に絡み合い、地域から地球全体まで広範な影響を及ぼしています。

これらを踏まえ、10年後の将来像として、区民・事業者・区の協創のもと、区民・事業者が環境のまちづくりの主体となって、まちづくりや人づくり、自然との共生をはじめとした取組を深め、循環させていくことで、みどりをはぐくみ、一人ひとりが環境の恵みによる幸せを実感できるまち（持続可能な環境社会）を築いていくことをめざします。



## (2) 基本目標

将来像の実現に向け、区民・事業者・区の協働により、相互に関連する気候変動対策（緩和（脱炭素）と適応）、資源循環、自然環境（生物多様性）の課題に取り組むとともに、基盤となる生活環境を保全します。そして、これらすべての取組みを支える人づくりを進めます。

### 基本目標1

#### 環境まちづくり ～環境（ゼロカーボン）でつながるまち～

#### 脱炭素

脱炭素や気候変動、資源循環、自然環境、生活環境、環境教育などすべての分野の環境に配慮した取組みをトータルに実践する環境まちづくり（幸せを実感できるまちづくり）をめざします。

ゼロカーボンの実現に向けては、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの利用など、着実に温室効果ガス減少に取り組んでいきます。

### 基本目標2

#### 地球との共生 ～気候変動に備えるまち～

#### 気候変動適応

平均気温の上昇や真夏日・猛暑日の増加、集中豪雨など、地球の気象変化が激しくなっている中で、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するとともに、気候変動に対応していくため、熱中症対策・水害対策に取り組み、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

### 基本目標3

#### 循環まちづくり ～資源を大切に使うまち～

#### 資源循環

ごみとなるものをできる限り減らし、再生利用しやすい製品を選ぶとともに、再資源化可能なものや、リユースできるものは資源として循環させる暮らし、事業活動を促進し、環境と経済のバランスに配慮した循環型都市をめざします。

### 基本目標4

#### 安心健康まちづくり～きれいな空気、水、クリーンな住環境～

#### 生活環境

大気環境や水環境等に関する基準の遵守や清掃活動等によるまちの美化等の取組みを促進し、きれいな空気、清らかな水、きれいな街（美化）を感じられる安心で健康な生活環境をめざします。

### 基本目標5

#### ネイチャーポジティブ ～自然の恵みと共生するまち～

#### 自然環境

動植物等の生物と、それを支えるみどり（崖線のみどりや自然とふれあえる公園や農地、河川、湧水など）が調和する生物多様性を、発信や区民による体験を通して保全・活性化し、自然の恵みと共生するまちづくりをめざします。

### 基本目標6

#### 環境人づくり ～主体的に行動できる人～

#### 学びと協創

地球規模に及び将来の世代にわたる広がりをもつ環境問題について、充実したコンテンツを通して情報を「伝え」、興味や関心をもって継続して「学び」、問題の本質や解決の方法について自ら考える能力を身につけ、主体的に取り組む人材を「育てる」人づくりをめざします。

## 4 施策の方向性

### (1) 環境まちづくり ～環境（ゼロカーボン）でつながるまち～

脱炭素

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすゼロカーボンの実現に向けて、区民・事業者・区等が一体となって、ゼロカーボン（脱炭素化）を進めていく中で、脱炭素のほか気候変動や資源循環、自然環境、生活環境、環境教育すべての領域との関わりをもって、トータルに環境に配慮した取組みを実践する、環境まちづくり（幸せを実感できるまちづくり）をめざす必要があります。

#### 【取組の方向性】

##### ①環境（ゼロカーボン）に貢献するまちづくりの推進

地域と共存した環境負荷を軽減するトータルなまちづくりを推進し、環境にやさしく区民等が幸せを実感することができるまちづくりをめざします。

都市開発においては、温室効果ガス排出量の削減や自然環境への配慮をはじめとした環境配慮の取組を浸透させていくことで、地域と共存し、環境に配慮した持続可能なまちづくりを実現していきます。

家庭生活や事業活動においては、省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの利用促進を進め、ゼロカーボンに貢献していきます（「②区民生活・事業活動の省エネ・再エネ利用促進」にて再掲）。

また、ZEH\*・ZEB\*等の省エネルギー化をはじめとした住宅・建物のゼロエミッション化の促進や、環境にやさしい移動しやすいまちづくりなどの側面においても、環境負荷の低減に取り組んでいきます。

板橋区（役所）においては、区（行政）の事務事業における取組（例：区有施設のゼロエミッション化、再エネ100%電力の導入推進、ZEV\*の導入）を率先垂範で推進していきます。

##### ②区民生活・事業活動の省エネ・再エネ利用促進

二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の約6割を占める家庭と事業所における省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用拡大を進めていきます。

家庭及び事業所においては、エネルギー使用機器の使い方の見直しや省エネルギー機器の導入、再生可能エネルギーの利用を推進していきます。

### ③スマートシティの推進

地域エネルギーの多様化や次世代ソーラーセルをはじめとした先進技術の活用などを通して、まちづくりの機会も捉えながらスマートシティのさらなる推進に向けた実証・実装を進めていきます。

## (2) 地球との共生 ～気候変動に備えるまち～

気候変動適応

脱炭素の取組を通じて二酸化炭素排出量の削減を進めると同時に、すでに顕在化している気候変動の影響、今後生じると予測されている影響に備える「適応策\*」を進めていくことが必要です。

板橋区を含む都内で見込まれる気温の上昇とこれに伴う猛暑日、真夏日、熱帯夜の増加が懸念されています。また、短時間強雨の増加、台風に伴う非常に激しい降水の頻度の増加など風水害のリスクの増加も予測されています。

これらへの対策を中心に、気候変動への適応策を推進していきます。

### 【取組の方向性】

#### ①気候変動に対応したライフスタイルの推進（熱中症対策等）

猛暑日の増加を含めた気温上昇を踏まえ、夏季の暑さによる健康被害を防止するため、熱中症対策の取組みを推進していきます。

#### ②気候変動に対応した安心・安全なまちづくり（風水害対策）

風水害のリスクの増加に備え、水害対策（浸水対策）や、区民・事業者の防災・減災の取組みを推進していきます。

## (3) 循環まちづくり ～資源を大切にするまち～

資源循環

ごみとなるものをできる限り減らし、資源として有効活用する循環型都市は、区民の消費行動、事業者の生産・流通を相互に持続可能なものに変えていくこと、資源を分別し有効に活用していくこと、ごみとして排出されたものを適正に処理することを同時に進めていくことが必要です。

そのことを念頭に置き、区民の3R行動（リデュース・リユース・リサイクル）を定着させていくとともに、ごみの発生抑制・資源循環の取組を進めます。

## 【取組の方向性】

### ①区民生活における３Ｒの推進

「板橋かたつむり運動」の展開、ごみの削減や排出ルールに関する普及啓発などを通じ、区民生活における３Ｒを推進していきます。

### ②ごみの発生抑制・資源循環の推進

食品ロスなどごみの削減に関わる個別課題への対応を進めていくとともに、生産、流通、消費に関わる主体が協力して資源の回収、廃棄物の削減などに取り組む活動を促進していきます。

## （４）安心健康まちづくり～きれいな空気、水、クリーンな住環境～

生活環境

大気環境、河川の水質を良好な状態で維持していくとともに、騒音、ポイ捨てや歩きタバコなど、多くの人が暮らし、活動する都市部特有の生活環境に関する問題への対策を進めていきます。

## 【取組の方向性】

### ①良好な生活環境の確保

大気環境や水環境などに関する基準の遵守をはじめとした公害等防止に向けた対策に取り組むほか、区民の健康や環境に影響を及ぼす有害化学物質対策に取り組みます。

### ②まちの美化の推進

地域と連携した美化活動（ポイ捨て防止など）、歩きタバコなどの防止に向けた路上での喫煙マナーの普及啓発などにより、暮らし、訪れるあらゆる人にとって快適に過ごせるまちをつくります。

## （５）ネイチャーポジティブ ～自然の恵みと共生するまち～

自然環境

崖線に沿って残る樹林地や湧水、自然とふれあえる公園、河川（荒川、新河岸川、石神井川、白子川）と水辺に沿って形成されるみどりの空間は、生物の生息・生育、移動の場となり、地域の生物多様性を支えています。

これらのみどりや水環境、そこに生息・生育する生物の保全・再生を進めるとともに、生物多様性に対する区民や事業者の理解を醸成していきます。

【取組の方向性】 ※①及び②の取組の方向性をまとめて記載しています

### ①みどりや水環境の保全・再生

### ②生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用

みどり等の保全・再生は、理解と活用（体験）と一体として取り組みます。

生物の生息・生育環境であるとともに、区民等の生活に潤いをもたらすみどりの保全・再生を推進していきます。その推進にあたっては、生物多様性（生物やそれを支える緑や水など）に関する普及・啓発を行い、自然環境資源の体験を通して、地域全体で自然環境を保全・再生する風土を醸成します。区内の自然環境の資源（例：荒川周辺）については、こうした取組みを通して活性化を図っていきます。

## （６）環境人づくり ～主体的に行動できる人～

学びと協創

環境問題や課題に主体的に行動できる人づくりを進めていくためには、体験から学び、そこで得た疑問を自ら調べ解決策を考えることを促していくことが重要です。

また、そのために、教育機関、環境活動団体、事業者、行政などの主体が協働して取り組むこと、様々な主体が互いに問題意識を共有しながら連携・協働して取組のアイデアを具現化していくことができる仕組みづくりも重要です。

これらの点を念頭に置き、機会づくり（情報・場）の促進と、協働の取組を進めます。

### 【取組の方向性】

#### ①機会づくり（情報・場）の促進

環境に関する情報を「伝える」コンテンツを作成し、教育機関や環境活動団体、事業者などに提供していきます。環境への興味や関心を高め「学び」の場や機会を作り、問題の本質や解決の方法について自ら考える能力を身につけ、自ら進んで取り組む人材を「育てる」人づくりを行います。

また、エコポリスセンターの機能充実にも取り組んでいきます。

#### ②協働の取組促進

教育機関や環境活動団体、事業者、行政などによる協働を一層推進していきます。協働の輪の拡大を図るとともに（例：区内大学）、効果的な協働の取組みを行い、継続的な協働体制を構築していきます。

## 5 推進体制・進捗管理の考え方

板橋区資源環境審議会、庁内組織（「エコポリス板橋」推進本部）を中心に計画の進行管理を行うとともに、環境教育推進協議会及びエコポリス板橋環境行動会議と連携して施策、事業を推進します。

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理の継続し、指標を用いた中長期の成果の評価と、短期の活動状況の点検、「板橋区環境白書」による点検・評価結果の公表を行い、その結果を次の取組に反映、改善していきます。

## 【参考資料】用語解説

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 愛知目標               | 生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10) (平成 22 (2010) 年) で採択された 2011~2020 年の世界目標。2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標からなる。                                                                                                   |
| ウェルビーイング           | 個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念(厚生労働省)とされる。第六次環境基本計画では明確に定義をしていない。                                                                                                                                                                              |
| カーボンニュートラル         | 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。                                                                                                                                                                                            |
| 昆明・モントリオール生物多様性枠組  | 2020 年までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021 年以降の新たな国際目標。生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)(令和 4 (2022) 年) で採択された。<br>2050 年ビジョン、2030 年ミッション、2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲット及びその他の関連要素から構成される。2030 年グローバルターゲットには、日本が特に重視している 30by30 や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために 8 個の数値目標が盛り込まれた。 |
| 持続可能な開発目標 (SDGs)   | 平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。経済・社会・環境の 3 つの側面からとらえることができる 17 のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。<br>SDGs は Sustainable Development Goals の略。                                              |
| 循環経済 (サーキュラーエコノミー) | 従来の 3 R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすもの。                                                                                                                                                 |
| 生物多様性              | 生物に関する多様性を示す概念。地球上の生きものは 40 億年という歴史の中で様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが存在する。生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の 3 つのレベルで多様性があるとしている。                                                                                                  |

|          |                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スマートシティ  | あらゆる社会インフラにＩＣＴなどの先端技術を活用してスマート化し、安心・安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現をめざすまちづくりの考え方。板橋区では、この考え方を基盤として、環境・防災/減災・健康/福祉・教育/保育などの側面を包括し、“板橋区らしいスマートシティの構築”を進めている。                                                                    |
| ゼロエミッション | 生産や消費に伴って発生する温室効果ガスをはじめとする廃棄物を別の産業が再利用することで最終的にゼロにすること。                                                                                                                                                              |
| 適応策      | 気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする事。対症療法的な取り組みで、その具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防などがあげられる。                                                                                |
| E S D    | Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発のための教育。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくために、私たち一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。                                                           |
| D X      | デジタルトランスフォーメーションの略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位を確立すること。                                                                              |
| G X      | グリーントランスフォーメーションの略。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。                                                                                                                                               |
| I C T    | Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。I T（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を I T、コンピューター技術の活用に着目する場合を I C T と、区別して用いる場合もある。国際的に I C T が定着していることなどから、日本でも近年 I C T が I T に代わる言葉として広まりつつある。 |
| Z E B    | ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（NZE）の略。室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ、又は概ねゼロとなる建築物のことで、省エネ率・創エネ率について基準が設けられている。                                                                |

---

Z E H

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ、又は概ねゼロとなる住宅のことで、省エネ率・創エネ率に加え、外皮性能についても基準が設けられている。

---

Z E V

Zero Emission Vehicle の略。東京都では、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（E V）、燃料電池自動車（F C V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）を Z E V に位置付けている。

---

